

意見書第 74 号

環境教育の充実及びカーボンニュートラルの達成に向けた
学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)6月20日提出

提出者 枚方市議会議員 八尾善之
鍛冶谷知宏
堤幸子
加藤治
岡市栄次郎
一原明美
丹生真人

〈提案理由〉

環境教育の充実及びカーボンニュートラルの達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求めるため。

環境教育の充実及びカーボンニュートラルの達成に向けた 学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書

学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し、児童、生徒の環境教育を行うエコスクール事業が実施されてきました。この事業は、現在、エコスクール・プラスとして実施されており、認定を受けた学校が施設の整備を行う際に、関係各省から補助事業の優先採択等の支援を受けることができ、これまでに249校が認定を受けています。

文部科学省の補助事業では、新築、増築や大規模な改築のほかに、部分的に補助対象となる事業もあることから、児童、生徒に快適な教育環境を整えることができ、さらに、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設などの身近な教材を通じて、環境問題や最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっています。

こうした中、環境教育の充実及びカーボンニュートラル達成に向けた事業が多くの学校で実施できるように、技術面では、学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築やその横展開等を図るとともに、財政面では、学校施設整備に対する国庫補助を行うなどの取組の推進が求められています。

よって、政府は、環境教育の充実及び学校施設のZEB化のさらなる推進に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行うこと。特に、新築、増築といった大規模事業だけではなく、LEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業についてもしっかりと周知を行い、できるところから取り組む自治体、学校を増やしていくことが環境教育の充実及びカーボンニュートラルの達成につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
2. 環境教育の充実及びカーボンニュートラルの達成に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

文部科学大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

環境大臣

意見書第 75 号

児童・生徒用送迎バス等の安全基準創設を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)6月20日提出

提出者	枚方市議会議員	八尾善之
		鍛冶谷知宏
		堤幸子
		加藤治
		岡市栄次郎
		一原明美
		丹生真人

〈提案理由〉

児童・生徒用送迎バス等の安全基準創設を求めるため。

児童・生徒用送迎バス等の安全基準創設を求める意見書

児童、生徒を送迎するスクールバスについて、現状では運転手及び添乗員に対する安全研修の受講義務はなく、また、道路運送車両の保安基準第22条の3において、幼児専用車の幼児用座席についてはシートベルトの設置も免除されている状況です。

幼児自らシートベルトを着脱することが難しいため緊急時の脱出が困難であることや、幼児の体格は年齢によって様々であり一定のシートベルトの設定が困難であること、また同乗者の着脱補助作業が発生することから、シートベルトの設置が免除されていますが、時代の変化とともに、乗用車の後部座席シートベルト着用が義務づけられるなど、安全に対する考え方はより厳格になっています。

よって、政府は、送迎バス等における児童、生徒の安全のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 児童、生徒を送迎するバス等の安全管理に係る統一基準を作成し、運転手及び添乗員に対し安全研修受講などを義務づけること。
2. 幼児専用車の幼児用座席におけるシートベルト設置免除について一定の年限を設定し、シートベルトまたはそれに代わる安全装備の設置を義務づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

意見書第 76 号

船舶免許交付の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)6月20日提出

提出者	枚方市議会議員	八尾善之
		鍛冶谷知宏
		堤幸子
		加藤治
		岡市栄次郎
		一原明美
		丹生真人

〈提案理由〉

船舶免許交付の厳格化と海上交通の安全確保を求めるため。

船舶免許交付の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書

近年、小型船舶の免許取得者数は急増しており、令和3年度では7万4,575人が新たに取得しています。ただ、この試験に当たり、国が定める登録教習所における実技教習時間は1人当たり僅か4時間であり、実技試験の合格率が約96%と極めて高い状況については、安全面での課題があると言わざるを得ません。

こうした中、海上保安庁が認知した船舶事故の隻数は令和2年で1,940隻に上り、うちプレジャーボートの事故数が全体の60%と半数以上を占めています。

また、遊覧船等の旅客を乗せた船舶についても、適正な運用を図っている事業者がある一方、先般の北海道知床の遊覧船沈没事故のように、多くの貴重な人命が失われる事案も発生しているところです。旅客の輸送を行う国家資格である特定操縦免許は、小型船舶操縦免許試験の合格者が講習を受けるだけで取得でき、試験がないことに加え、報道では、運行管理者に操縦経験や実務経験がないことや、船に救命いかだの取りつけがなかったことも、事故の大きさにつながったのではないかとされています。

よって、政府は、船舶免許取得の厳格化と海上交通の安全確保のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 小型船舶操縦免許交付の厳格化を図り、安全航行等の義務づけを強化すること。
2. 小型船舶操縦士免許試験について、国の管理の下、内容の充実と厳格化を図り、必要に応じて不適格者を排除する仕組みに改めること。
3. 遊覧船等の旅客を乗せた船舶事故の防止の観点から、旅客運送契約を遂行するための免許として特定操縦免許の取得基準を厳格化すること。
4. 特に寒冷地において運行される遊覧船等について、救命いかだの搭載を義務づけるとともに、事業者負担軽減の観点から必要な補助を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

総務大臣

国土交通大臣

意見書第 77 号

地方公共団体情報システムの標準化を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)6月20日提出

提出者 枚方市議会議員 一原明美
丹生真人
山口勤

〈提案理由〉

地方公共団体情報システムの標準化を求めるため。

地方公共団体情報システムの標準化を求める意見書

政府は、令和2年12月に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」とする「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されました。

社会ではDX化が進み、地方公共団体においてもDX推進が図られている中、国は、同経済対策に基づき、令和2年度・令和3年度予算において、地方公共団体が円滑にシステムを移行するための経費として、約1,825億円を基金として計上しました。

計画では、令和4年夏までに、20業務についてシステムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年度から令和7年度にかけて、ガバメントクラウドの利用に向け、標準準拠システムに移行していく予定となっています。

しかし、地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で財政状況も厳しく、デジタル化に向けた人材不足も深刻な状態となっています。さらに、高齢者にはデジタル化に慣れていない方も多く、また、インターネット環境が整っていない地域もある状況です。

よって、政府は、地方公共団体情報システムの標準化に向け、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
2. 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

総務大臣

デジタル大臣

意見書第 78 号

ギャンブル等依存症防止のための適切な対策を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)6月20日提出

提出者 枚方市議会議員 泉 大 介
門 川 紘 幸
小 池 晶 子

〈提案理由〉

ギャンブル等依存症防止のための適切な対策を求めるため。

ギャンブル等依存症防止のための適切な対策を求める意見書

本年4月に策定された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備に関する計画」について、今夏にも区域認定がなされる見込みである一方、我が国は、いわゆる公営ギャンブルやパチンコ等の利用者が多く、国際的にもギャンブル等依存症の潜在患者が多いとの指摘がなされています。

政府は平成30年に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置し、同年3月25日に閣議決定された新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、公営競技やパチンコも含めた包括的な対策計画が示されています。

最近では、ネットカジノ、オンラインカジノに対しても様々な懸念が挙げられているところですが、全国的な対策の体制強化と、地方公共団体ごとの実情に合った積極的な対策が必要です。

よって、国会及び政府は、ギャンブル等依存症防止に向けた適切な対策を促進させるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. パチンコ、パチスロ等については依存症となる人も多く、また、カジノ事業との整合性の観点からも、国の適正な指導、管理の下に運営されるよう法整備を行うこと。
2. 全ての都道府県が速やかにギャンブル等依存症対策推進計画を策定できるよう支援すること。
3. 地方公共団体が独自に行うギャンブル等依存症対策について、予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

衆議院議長
文部科学大臣
経済産業大臣
国家公安委員会委員長

参議院議長
厚生労働大臣
国土交通大臣

総務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官

意見書第 79 号

男女の賃金格差の是正を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)6月20日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

男女の賃金格差の是正を求めるため。

男女の賃金格差の是正を求める意見書

ジェンダー平等の達成に向け、賃金の平等は中心課題です。国税庁調査での男女別平均年収は、男性532万円に対して女性は293万円であり、これでは年金でも大きな格差になり、定年まで働いても年金で生活できない女性が少なくありません。

EUでは、女性の賃金は男性の8割から9割ですが、この格差を重大な問題として、令和3年3月、男女の賃金格差公表を企業に義務づけ、是正させるEU指令案を発表しました。これには是正しない企業に罰金、罰則を科す条項も含まれています。しかし、日本では、企業に男女賃金格差の状況を公表させていません。

男女共同参画白書令和3年度版では、母子世帯で就業中の母親の52.3%が非正規雇用であり、平均年収は133万円という低さです。加えて、労働法制の規制緩和により非正規雇用化が進み、働く女性の54%が非正規雇用です。

また、保育や介護など、女性の割合が高いケア労働者の平均給与が、全産業平均より低いまま長く放置されてきたことで、現場の人手不足は深刻化しています。

さらに、コロナ禍では非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、ステイホームが強いられる下でDV被害が急増し、女性の自殺増加率は男性の5倍にも達しました。

これらの状況から、男女の賃金格差是正は、喫緊に取り組むべき重要課題です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 時給、職種、企業規模、地域ごとに男女賃金格差の実態を把握、分析し、是正の行動計画を策定すること。
2. 企業に男女別平均賃金の公表、格差是正計画の策定、公表を義務づけ、是正計画が実行されるよう指導、監督を行うこと。
3. 国が基準を定めている保育や介護の賃上げと労働条件の改善、雇用の正規化に取り組むこと。
4. 女性を差別し賃金格差の要因になっている間接差別をなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 木村 亮 太

〈提出先〉

厚生労働大臣

経済産業大臣

男女共同参画担当大臣

意見書第 80 号

物価の高騰から暮らしを守るための消費税減税を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 4 年(2022年) 6 月 20 日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

物価の高騰から暮らしを守るための消費税減税を求めるため。

物価の高騰から暮らしを守るための消費税減税を求める意見書

現在、物価の高騰が大変深刻です。原油価格の高騰に伴う物流費や原材料費の値上がり为主要理由で、円安も上昇の圧力になっています。値上げは食品のほか紙製品や調味料、家電など広範囲に影響しており、また、ロシアのウクライナ侵攻も、穀物や原油価格を一段と押し上げているのが現状です。

中でも食品やエネルギーなど生活必需品の値上げが目立っており、民間信用調査会社の帝国データバンクが、上場する主要食品メーカー105社の2022年以降の実施済みを含む価格改定計画を調査したところ、累計で6,167品目の値上げが明らかとなり、平均値上げ幅は11%となっています。また、原油の値上げは、ガソリンや灯油、電気、運輸など生活のありとあらゆる場面の値上げにつながっており、こうした状況は、消費税3%の引上げと同程度の負担増になっています。

こうした中、6月支給分の年金額は0.4%削減され、10月からは、後期高齢者医療の自己負担割合が2割になる方も出てきます。

この間、コロナ禍において、世界84の国や地域では、消費税、付加価値税の減税が行われています。所得の少ない人ほど効果が大きく、全ての国民に影響する消費税の減税は、最も有効な物価高騰対策と言えます。

よって、国会及び政府は、多くの分野で物価が高騰している中、消費に対する深刻な影響を緩和し、国民の暮らしを支えるため、直ちに消費税を減税するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議員 木村 亮太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

意見書第 81 号

全てのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 4 年(2022年) 6 月 20 日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

全てのケア労働者の大幅賃上げを求めるため。

全てのケア労働者の大幅賃上げを求める意見書

コロナ禍が2年以上続く中、医療・介護・保育・福祉分野などの現場で働くケア労働者については、社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方、その役割に見合った処遇がなされていないということがマスコミに取り上げられてきました。

そうした中、現政権は、ケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、令和4年2月から9月までの間、看護分野の職員については月額4,000円、介護・保育分野などの職員については月額9,000円の賃上げを行う処遇改善事業を実施しています。

しかし、同事業については、利用申請等に必要な手続期間が短く多くの自治体労働者の処遇改善につながらなかったことをはじめ、民間事業所においても、看護分野では対象が極めて限定的だったこと、介護・保育分野でも10月以降の制度内容が不透明であることなどを理由に申請がためらわれたことから、結局、制度を申請した自治体や事業所は限られたものとなりました。また、賃上げ額が低く、補助金の対象職種・事業が限定的であったため、抜本的な改善には至っておらず、現場で働く労働者には失望感が漂っています。政府は、診療報酬、介護報酬及び公定価格の改定、地方交付税措置に基づく人件費財源によって10月以降の処遇改善に対応する一般会計予算を計上しましたが、同事業における問題点はそのまま残っており、確実に職員の賃上げに結びつく制度に向けたさらなる充実が不可欠です。

よって、政府は、長引くコロナ禍の下で奮闘している全てのケア労働者の処遇改善のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 全てのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
2. 月額4万円以上、時給250円以上の賃上げが実現するよう、単価を引き上げること。
3. ケア労働者の職員配置基準を大幅に改善すること。
4. 自治体で働くケア労働者の賃上げに向け、地方交付税を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

厚生労働大臣

意見書第 82 号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 4 年(2022年) 6 月 20 日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求めるため。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大により、中小企業等を中心に事業者は大きな打撃を受けており、景気悪化により、最低賃金付近で働くパートタイム労働者、派遣・契約社員などの非正規雇用者やフリーランスの労働者は、失業などに追い込まれています。

この難局を乗り越えるには、国民の消費購買力を引き上げ、最低賃金の底上げを図り地域間格差をなくすことが、これまで以上に重要です。

令和3年度地域別最低賃金改定では、労働者の健康で文化的な生活を確保することはできません。また、地域別であるがゆえに、都市部と地方で大きな賃金格差を生み、若い労働者の都市部への流出による地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。また、自治体の税収が減少し、行政運営にも影響が出ています。

世界各国の制度と比較すると、我が国の最低賃金は、OECD諸国内では最低水準であり、また、ほとんどの国では、最低賃金について全国一律制が取られ、具体的な中小企業支援策を実施しています。こうしたことから、我が国でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を拡充する必要があります。

よって、国会及び政府は、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって誰もが安心して暮らせる社会をつくるため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと。
2. 最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
3. 最低賃金の引上げ後においても経営が継続できるよう、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣

経済産業大臣

意見書第 83 号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和 4 年(2022年) 6 月 20 日提出

提出者	枚方市議会議員	堤	幸子
		広瀬	ひとみ
		野口	光男
		松岡	ちひろ

〈提案理由〉

消費税インボイス制度の実施中止を求めるため。

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響が、日本経済、とりわけ中小企業や小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいる中、令和5年10月のインボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に向けて、令和3年10月からインボイス発行事業者の登録申請受付が始まっています。

これまで、年間の売上げが1,000万円以下の事業者については、消費税の納税義務が免除されてきましたが、インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁できない零細事業者にも課税事業者になることを迫っています。免税事業者を取引から排除しかねないこの制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に廃止するものです。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体、個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続及び雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録・経理変更準備に取りかかれる状況ではなく、これ以上の負担を強いることは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

よって、政府は、中小零細事業者や個人事業主の事業存続と再生のため、消費税インボイス制度の実施を中止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮太

〈提出先〉

財 務 大 臣

経 済 産 業 大 臣

意見書第 84 号

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」
を承認しないよう求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年(2022年)6月20日提出

提出者 枚方市議会議員 堤 幸子
広瀬 ひとみ
野口 光男
松岡 ちひろ

〈提案理由〉

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を承認しないよう求めるため。

「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」
を承認しないよう求める意見書

大阪府及び大阪市は、本年4月27日、国土交通省へ「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の認定を求める申請を行いました。しかし、この区域整備計画には重大な問題があります。

まず、区域整備計画の議会議決に至る過程で開かれた公聴会では、反対意見が相次ぎました。府・市は、区域整備計画案を令和3年12月末に公表しましたが、広報紙への掲載等、府民への周知は一切行っていません。また、住民説明会は11回しか予定されず、結果的に、最後の4回はコロナ感染拡大を理由に中止となりました。さらに、住民説明会、公聴会の後に府・市と大阪IR株式会社の間で締結された基本協定に至っては、重要事項が盛り込まれているにもかかわらず、一切府民に知らされていない状況です。

さらに、近隣住民のギャンブル依存症のリスクが高まることへの懸念と、治安悪化への住民の不安もあります。

これまで、府知事や大阪市長が「カジノには一切税金を投入しない」としてきたにもかかわらず、大阪市は、IR予定地の土壌改良に約790億円負担することを決定しました。さらに、基本協定には、今後予測される地盤沈下に莫大な費用を公費で負担する可能性も示されています。

IRの年間売上げ5,200億円、カジノの売上げ4,200億円という区域整備計画は、コロナ禍前の令和元年12月に府・市が発表していたIR基本構想を大きく上回る過大なものです。日本人のカジノ入場者予測は年430万人から1,067万人へと2.5倍に膨れ上がっていますが、その根拠は示されていません。

よって、政府は、説明が不十分な上に住民生活への様々な悪影響の懸念が大きく、将来に禍根を残しかねない「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を承認しないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 木村 亮 太

〈提出先〉

国土交通大臣